

議案第50号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年5月7日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年5月7日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和45年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第6条及び第11条第1項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の9.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の37</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき<u>28,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、<u>1世帯</u>について<u>22,000円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第6条及び第11条第1項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の37</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき<u>24,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、<u>1世帯</u>について<u>25,000円</u>とする。</p>

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の1.5 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100分の9 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1人 について 8,500円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について 5,000円 とする。

第8条～第12条 略

(国民健康保険税の減額)

第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 53

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の0.6 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100分の4 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1人 について 6,500円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について 5,000円 とする。

第8条～第12条 略

(国民健康保険税の減額)

第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 53

万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が8万円を超える場合には、8万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 19,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 15,400円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,950円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)

) 1人につき245,000円を加算した金

万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が8万円を超える場合には、8万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 17,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 17,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 4,550円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)

) 1人につき245,000円を加算した金

額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 11,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,250円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世

額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 12,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 12,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,250円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世

帯別平等割額  
 (1) 1世帯について 4,400円  
 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被  
 保険者均等割額 介護納付金課税被  
 保険者 (第1条第2項に規定する世  
 帯主を除く。)  
 1人について 1,700円  
 エ 介護納付金課税被保険者に係る世  
 帯別平等割額  
 1世帯について 1,000円

帯別平等割額  
 (1) 1世帯について 5,000円  
 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被  
 保険者均等割額 介護納付金課税被  
 保険者 (第1条第2項に規定する世  
 帯主を除く。)  
 1人について 1,300円  
 エ 介護納付金課税被保険者に係る世  
 帯別平等割額  
 1世帯について 1,000円

附 則  
 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の  
 年度分の国民健康保険について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税につい  
 ては、なお従前の例による。

円 008.4

円 008.5